

2025 年 10 月 29 日

株 主 各 位

東京都台東区上野五丁目 7 番 11 号
株式会社アーリーワークス
代表取締役 小林 聖

臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2025 年 11 月 13 日（木曜日）午後 6 時までに到着するようにご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日時 2025 年 11 月 14 日（金曜日）午前 10 時
受付開始：午前 9 時 30 分
2. 場所 東京都台東区上野五丁目 7 番 11 号
MR ビル 3 階 当社本店会議室
3. 決議事項
 - 第 1 号議案 第三者割当による募集株式発行の件
 - 第 2 号議案 第三者割当による募集株式発行の件
 - 第 3 号議案 第三者割当による新株予約権発行の件
 - 第 4 号議案 第三者割当による新株予約権発行の件
 - 第 5 号議案 第三者割当による新株予約権発行の件
 - 第 6 号議案 取締役 2 名選任の件
 - 第 7 号議案 定款の一部変更の件

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

なお、株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<https://e-arly.works/>）に掲載させていただきます。

(提供書面)

株主総会参考書類

第 1 号議案 第三者割当による募集株式発行の件

会社法第 199 条及び第 200 条の規定に基づき、下記の要領にて、払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額で募集株式を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 募集株式の内容

(1) 募集株式の数

普通株式 3,049,045 株

(2) 募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）又はその算定方法

(3)の価格を(1)の募集株式の数で除した額

(3) 金銭以外の財産を出資の目的とするときは、その旨並びに当該財産の内容及び価額

米国 PrimeDelta 社普通株式 3,000,000 株（評価額 4,500,000 円）

(4) 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

本株主総会による決議日の翌日以降から 2025 年 12 月 31 日まで

(5) 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(6) 割当先

第三者割当（PrimeDelta 社の株主。ただし、PrimeDelta 社の株主が ADR の取得を希望する場合には、その指示に従って The Bank of New York Mellon Corporation（The Bank of New York Mellon as depositary bank for DR holders）（米国預託証券の預託機関）に割り当てる。）

(7) その他

本募集株式の発行の実行は、次の事項を条件とします。

- a) PrimeDelta 社についてのデューディリジェンスの完了
- b) 買収契約の締結（そこに定められた慣習的なクロージング条件を含む）。

2. 募集株式を引き受ける者に特に有利な金額で募集株式を発行する理由

本議案及び第 2 号議案は、2025 年 10 月 10 日に実施した増資の条件として、当社がこれらの議案について株主総会に諮り株主総会決議を求めることについて合理的な最善の努力を払うことが求められていることを受けてお諮りするものです。2025 年 10 月 10 日に実施した増資は、当社の財務状態の健全化及び強化並びに事業の継続可能性を高めるために不可欠でありました。2025 年 10 月 10 日に実施した増資の関連条件等の詳細につきましては、当社の開示資料

(https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1944399/000121390025100906/ea0261727-6k_earlyworks.htm) をご参照ください。

そのうえで、本議案及び第 2 号議案は、PrimeDelta 社の株主に発行することにより、同社の発行済株式の 100%を取得し、同社を子会社すること意図して行うものです。PrimeDelta 社は、ブロックチェーン技術を基盤にした次世代金融インフラ事業を行う会社です。同社を子会社することにより、当社の海外事業への進出、また当社が保有するブロックチェーン技術と PrimeDelta 社が持つ事業ノウハウを組み合わせることで売上の向上およびグローバル市場でのブロックチェーン技術の浸透などのシナジーを期待することができます。

このことは、当社の中長期的な成長戦略に資するとともに、株価（米国 Nasdaq に上場している当社の ADR 価格）にも積極的な影響を与えるものと考えております。

このようなことから、当社にとって、PrimeDelta 社の子会社化は、経営戦略上の大きな価値が含まれており、株主の皆様の利益にも資するものと考えられるところであります。

こうした理由から、1. (2)に掲げる払込金額にて本募集株式の発行を行いたいと考えております。

【参考：PrimeDelta 社の概要】

名称 Prime Delta Corp.

所在地 420 Lexington Avenue Ste 2320, New York, NY 10170

代表者 Paul Goodman

事業内容 ブロックチェーン技術を基盤にした次世代金融インフラ事業

設立年月日 2025 年 8 月 27 日

第2号議案 第三者割当による募集株式発行の件

会社法第199条及び第200条の規定に基づき、下記の要領にて、払込金額が募集株式を引き受ける者に特に有利な金額で募集株式を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 募集株式の内容

(1) 募集株式の数

普通株式 22,000,000 株

(2) 募集株式の払込金額（募集株式一株と引換えに払い込む金銭又は給付する金銭以外の財産の額をいう。以下この節において同じ。）又はその算定方法

1 株につき 0.0001 米ドル

(3) 募集株式と引換えにする金銭の払込み又は前号の財産の給付の期日又はその期間

本株主総会による決議日の翌日以降（無期限）

(4) 株式を発行するときは、増加する資本金及び資本準備金に関する事項

増加する資本金の額は、会社計算規則第14条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。また、増加する資本準備金の額は、当該資本金等増加限度額から上記の増加する資本金の額を減じた額とする。

(5) 割当先

第三者割当（PrimeDelta社の株主。ただし、PrimeDelta社の株主がADRの取得を希望する場合には、その指示に従ってThe Bank of New York Mellon Corporation（The Bank of New York Mellon as depositary bank for DR holders）（米国預託証券の預託機関）に割り当てる。）

(6) その他

本募集株式の発行は、当社によるPrimeDelta社の子会社化後に、PrimeDelta社の業務進行や業績に関して設定される条件に応じて、次の3段階で行われるものとする。当該条件の詳細は、本募集株式の割当契約で定める。

1 段階目：8,250,000 株

2 段階目：8,250,000 株

3 段階目：5,500,000 株

2. 募集株式を引き受ける者に特に有利な金額で募集株式を発行する理由

第1号議案と同様の理由です。

また、本議案での募集株式の発行は、PrimeDelta 社における業務進行や業績の達成を条件とするものです。そのため、本議案に基づく募集株式の発行がなされた場合には、PrimeDelta 社の当社及び株主の皆様の利益への寄与がなされているものと考えられます。

こうした理由から、1. (2)に掲げる払込金額にて株式の発行を行いたいと考えております。

第3号議案 第三者割当による新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の要領にて、払込金額が募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な金額で新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権は、1個当たり普通株式1株を目的とする。

ただし、新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下「当社組織再編」という。）に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の算定方法

1個につき0.0001米ドル。

なお、新株予約権発行決議日以降に、当社が当社普通株式について株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額÷分割または併合の比率

また、新株予約権発行決議日以降に、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行もしくは自己株式の処分または当社組織再編による交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格＝調整前行使価格×{既発行株式数＋新規発行株式数×1株あたりの払込金額÷新規発行前の1株あたりの時価}÷(既発行株式数＋新規発行株式数)

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自

己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の1株あたりの時価」を「自己株式処分前の1株あたりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社組織再編に伴い行使価額の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本株主総会による決議日の翌日以降（無期限）

(4) 新株予約権の行使の条件

なし。

(5) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

なし。

(6) 組織再編時の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合には、かかる行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編後新会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編後新会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

a) 交付する再編後新会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

b) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類および数

株式の種類については、再編後新会社の普通株式とする。

株式の数については、(1)に準じて決定する。

c) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

(2)に準じて決定する。

d) 新株予約権行使期間

(3)に定める期間の開始日または合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、

吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転の効力発生日のいずれか遅い日から(3)に定める期間の満了日までとする。

- e) 株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
(9)に定めるところと同様とする。
- f) 新株予約権の取得事由および条件
なし。
- g) 新株予約権の譲渡制限等
なし。
- h) 新株予約権の行使の条件
なし。

(7) 新株予約権の譲渡制限

なし。

(8) 新株予約権証券の発行

発行しない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上a)の資本金等増加限度額から上a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2. 新株予約権の総数

5,000,000 個

3. 新株予約権と引換に払い込む金銭

1 個につき 0.416 米ドル。

4. 割当先

第三者割当

5. 払込期日

2025 年 12 月 31 日

6. 募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な金額で募集新株予約権を発行する理由

本募集新株予約権の発行は、2025 年 10 月 10 日に実施した増資の出資者である投資家に対して行うものであり、本議案は、2025 年 10 月 10 日に実施した増資の条件として、当該増資の出資者である投資家が、株主総会決議を得ることなど適用される日本法を遵守することができることを条件に本募集新株予約権の発行を当社に要求する権利を有するとされていることを受けてお諮りするものです。

2025 年 10 月 10 日に実施した増資は、当社の財務状態の健全化及び強化並びに事業の継続可能性を高めるために不可欠でありました。2025 年 10 月 10 日に実施した増資の関連条件等の詳細につきましては、当社の開示資料

(https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1944399/000121390025100906/ea0261727-6k_earlyworks.htm) をご参照ください。

そのうえで、本募集新株予約権の発行は、これら投資家とのより強固な関係を構築し、今後の当社の経営戦略を推進するために必要と考えております。

こうした理由から、本議案の条件にて本募集新株予約権の発行を行いたいと考えております。

第4号議案 第三者割当による新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の要領にて、金銭の払込みを要しないこととすることが募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件で新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権は、1個当たり普通株式1株を目的とする。

ただし、新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下「当社組織再編」という。）に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の算定方法

1個につき0.544米ドル。

なお、新株予約権発行決議日以降に、当社が当社普通株式について株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額÷分割または併合の比率

また、新株予約権発行決議日以降に、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行もしくは自己株式の処分または当社組織再編による交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格＝調整前行使価格×{既発行株式数＋新規発行株式数×1株あたりの払込金額÷新規発行前の1株あたりの時価}÷（既発行株式数＋新規発行株式数）

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自

己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の1株あたりの時価」を「自己株式処分前の1株あたりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社組織再編に伴い行使価額の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本株主総会による決議日の翌日以降（無期限）

(4) 新株予約権の行使の条件

なし。

(5) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

なし。

(6) 組織再編時の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合には、かかる行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編後新会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編後新会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

a) 交付する再編後新会社の新株予約権の数

新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。

b) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類および数

株式の種類については、再編後新会社の普通株式とする。

株式の数については、(1)に準じて決定する。

c) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法

(2)に準じて決定する。

d) 新株予約権行使期間

(3)に定める期間の開始日または合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、

吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転の効力発生日のいずれか遅い日から(3)に定める期間の満了日までとする。

- e) 株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金
(9)に定めるところと同様とする。
- f) 新株予約権の取得事由および条件
なし。
- g) 新株予約権の譲渡制限等
なし。
- h) 新株予約権の行使の条件
なし。

(7) 新株予約権の譲渡制限

なし。

(8) 新株予約権証券の発行

発行しない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上a)の資本金等増加限度額から上a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2. 新株予約権の総数

5,000,000 個

3. 新株予約権と引換に払い込む金銭

なし。

4. 割当先

5. 募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件で募集新株予約権を発行する理由

本募集新株予約権の発行は、2025年10月10日に実施した増資（有償新株予約権の発行）の出資者である投資家に対して行うものであり、本議案は、2025年10月10日に実施した増資の条件として、当該増資の出資者である投資家が、株主総会決議を得ることなど適用される日本法を遵守することができることを条件に本募集新株予約権の発行を当社に要求する権利を有するとされていることを受けてお諮りするものです。2025年10月10日に実施した増資は、当社の財務状態の健全化及び強化並びに事業の継続可能性を高めるために不可欠でありました。2025年10月10日に実施した増資の関連条件等の詳細につきましては、当社の開示資料

[（https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1944399/000121390025100906/ea0261727-6k_earlyworks.htm）](https://www.sec.gov/Archives/edgar/data/1944399/000121390025100906/ea0261727-6k_earlyworks.htm) をご参照ください。

そのうえで、今後の当社の経営戦略を推進するために、これら投資家とのより強固な戦略的資本関係を構築するために本募集新株予約権の発行が必要と考えております。こうした理由から、本議案の条件にて本募集新株予約権の発行を行いたいと考えております。

第5号議案 第三者割当による新株予約権発行の件

会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、下記の要領にて、金銭の払込みを要しないこととすることが募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件で新株予約権を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権の内容

(1) 本新株予約権の目的たる株式の種類及び数

新株予約権は、1個当たり普通株式1株を目的とする。

ただし、新株予約権発行決議日以降に、当社が普通株式について株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により付与株式数を調整するものとする。かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的である株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割または併合の比率

なお、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社の合併、会社分割、株式交換、株式移転その他の組織再編行為（以下「当社組織再編」という。）に伴い付与株式数の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に付与株式数の調整を行うものとする。

(2) 本新株予約権の行使に際して払込みをすべき金額の算定方法

1個につき0.416米ドル。

なお、新株予約権発行決議日以降に、当社が当社普通株式について株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価額＝調整前行使価額÷分割または併合の比率

また、新株予約権発行決議日以降に、当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株の発行または自己株式の処分を行う場合（新株予約権の行使に基づく新株の発行もしくは自己株式の処分または当社組織再編による交付の場合を除く。）、次の算式により行使価額を調整し、調整による1円未満の端数は切り上げる。

調整後行使価格＝調整前行使価格×{既発行株式数+新規発行株式数×1株あたりの払込金額÷新規発行前の1株あたりの時価}÷(既発行株式数+新規発行株式数)

なお、上記算式において「既発行株式数」とは、当社普通株式に係る発行済株式総数から当社普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、当社普通株式に係る自

己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に、「1株あたり払込金額」を「1株あたり処分金額」に、「新規発行前の1株あたりの時価」を「自己株式処分前の1株あたりの時価」にそれぞれ読み替えるものとする。

さらに、上記の他、新株予約権発行決議日以降に、当社組織再編に伴い行使価額の調整を必要とする場合、その他これらの場合に準じて行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で適切に行使価額の調整を行うものとする。

(3) 新株予約権を行使することができる期間

本株主総会による決議日から3ヶ月以内に締結される割当契約の発効日から5年後の応答日まで

(4) 新株予約権の行使の条件

なし。

(5) 本新株予約権の取得の事由及び取得の条件

なし。

(6) 組織再編時の取扱

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転を行う場合には、かかる行為の効力発生日に新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社（以下「再編後新会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。ただし、以下の条件に沿って再編後新会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

- a) 交付する再編後新会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数を交付する。
- b) 新株予約権の目的となる再編後新会社の株式の種類および数
株式の種類については、再編後新会社の普通株式とする。
株式の数については、(1)に準じて決定する。
- c) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額または算定方法
(2)に準じて決定する。
- d) 新株予約権行使期間

(3)に定める期間の開始日または合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換もしくは株式移転の効力発生日のいずれか遅い日から(3)に定める期間の満了日までとする。

- e) 株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金

(9)に定めるところと同様とする。

- f) 新株予約権の取得事由および条件
なし。

- g) 新株予約権の譲渡制限等
なし。

- h) 新株予約権の行使の条件
なし。

(7) 新株予約権の譲渡制限

なし。

(8) 新株予約権証券の発行

発行しない。

(9) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

- a) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第 17 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- b) 新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上 a)の資本金等増加限度額から上 a)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

2. 新株予約権の総数

200,000 個

3. 新株予約権と引換に払い込む金銭

なし。

4. 割当先

第三者割当

5. 募集新株予約権を引き受ける者に特に有利な条件で募集新株予約権を発行する理由

この発行は、2025 年 10 月 10 日に締結されたプレースメント・エージェンシー契約（Placement Agency Agreement）に基づき、第 3 号議案に係る募集新株予約権の発行が行われた場合における報酬の一部として（ただし、株主総会決議を得ることなど適用される日本法を遵守することができることを条件としています）、プレースメント・エージェントに対して行うものです。こうした理由から、本議案の条件にて本募集新株予約権の発行を行いたいと考えております。

第 6 号議案 取締役 2 名選任の件

第 1 号議案及び第 2 号議案に関する PrimeDelta 社の子会社化を含めて、今後の当社の海外戦略を推進するため、新たに次の 2 名の取締役の選任につき、ご承認をお願いするものがあります。

1. Jason D. Sawyer

生年月日	1971 年 9 月 20 日
略歴	オルタナティブ投資分野における約 30 年の経験を持ち、現在は Access Alternative Group S.A. の General Manager を務める。AAG はソフトウェア、フィンテック・ブロックチェーン、バイオテック、クリーンテック、ヘルスケア、消費財など多岐にわたる企業に投資・助言を行い、過去 10 年間で累計 2 億ドル超の投資実績を有する。
重要な兼職	• Access Alternative Group S.A. – General Manager • Entero Therapeutics, Inc. - Interim CEO, Board of Directors • Quantum BioPharma Ltd. – Head of Finance & M&A • Lixte Biotechnology Holdings, Inc. – Board of Directors, Chair of the Compensation Committee, Member of the Audit Committee • FUTR Corporation – Board of Directors
保有株式数	0 株

【社外取締役候補者とした理由】

Sawyer 氏については、ファイナンス分野での経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に活かして当社の経営のガバナンス強化、財務戦略の強化および監督が期待できることから、取締役として選任をお願いするものです。

(注)

1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. Jason D. Sawyer 氏は社外取締役候補です。
3. 当社と Jason D. Sawyer 氏とは、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。

4. 当社と Jason D. Sawyer 氏とは、会社法第 430 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同項第 1 号の費用及び同項第 2 号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定です。
5. 当社は、当社の取締役および監査役を被保険者に含む、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。Jason D. Sawyer 氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

2. Michael Hilmer

生年月日	1968 年 5 月 13 日
略歴	金融テクノロジー（フィンテック）、データマネタイズ、構造化金融、デジタルトランスフォーメーションの分野にわたり、30 年以上のリーダーシップ経験を有する。また、民間企業および初期段階のベンチャー企業の信頼できるアドバイザーや取締役として、リスク管理、資本配分、データ倫理の監督に関する助言を行ってきた。現在は FUTR Corporation の Chairman & CEO を務める。
重要な兼職	・ FUTR Corporation – Chairman & CEO
保有株式数	0 株

【社外取締役候補者とした理由】

Hilmer 氏については、企業経営者としての豊富な経験と幅広い見識等を当社の経営に活かして当社の経営の監督が期待できることから、取締役として選任をお願いするものです。

（注）

1. 候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
2. Michael Hilmer 氏は社外取締役候補です。
3. 当社と Michael Hilmer 氏とは、会社法第 427 条第 1 項の規定に基づき、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。当該契約に基づく損害賠償責任限度額は、法令が規定する最低責任限度額です。
4. 当社と Michael Hilmer 氏とは、会社法第 430 条の 2 第 1 項の規定に基づき、同項第 1 号の費用及び同項第 2 号の損失を法令の定める範囲内において当社が補償する補償契約を締結する予定です。

5. 当社は、当社の取締役および監査役を被保険者に含む、会社法第 430 条の 3 第 1 項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為（不作為を含みます。）に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等が填補されることとなり、被保険者の全ての保険料を当社が全額負担しております。Michael Hilmer 氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

第7号議案 定款の一部変更の件

定款を次のとおり変更することにつき、ご承認をお願いするものであります。

1. 株券の発行

当社は米国預託証券（ADS）を発行しており、主にその事務のために、株券を発行しています。今後、ADS を通じた大規模な増資を行う場合、現在の株券の種類のみでは、大量に株券を発行する必要があります。こうした事務負担の軽減のため、発行する株券の種類を変更します。

変更前	変更後
(株券の発行) 第8条 当社の発行する株式については、株券を発行するものとする。 2) 当社の発行する株券は、1株券、100株券、1,000株券、10,000株券及び100,000株券の5種類とする。	(株券の発行) 第8条 当社の発行する株式については、株券を発行するものとする。 2) 当社の発行する株券は、1株券、 <u>10株券</u> 、 <u>100株券</u> 、1,000株券、10,000株券、 <u>100,000株券</u> 、 <u>1,000,000株券</u> 及び <u>10,000,000株券</u> の <u>8種類</u> とする。

2. 発行可能株式総数の変更（条件付き）

今後、ADS を通じた大規模な増資を行う場合に備えて、第1号議案及び第2号議案に基づく募集株式の発行に係る株式が発行されることを条件として、当社の発行可能株式総数を次のとおり増加させます。

(1) 第1号議案に基づく募集株式の発行がなされた場合

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>55,300,000株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>73,207,588株</u> とする。

(2) 第2号議案に基づく1段階目の募集株式の発行がなされた場合

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>73,207,588株</u> とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>106,207,588株</u> とする。

(3) 第2号議案に基づく2段階目の募集株式の発行がなされた場合

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>106,207,588</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>139,207,588</u> 株とする。

(4) 第2号議案に基づく3段階目の募集株式の発行がなされた場合

変更前	変更後
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>139,207,588</u> 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>161,207,588</u> 株とする。

以上

メ　モ

This image shows a full page of white paper with horizontal dashed lines, typical of primary-ruled notebook paper. The lines are evenly spaced and run across the entire width of the page. There are no margins, text, or other markings present.